

薬物乱用 ダメ！ゼッタイ！



薬事法の指定薬物は、平成26年4月1日から所持・使用・譲り受けが禁止されます！！
製造・輸入・販売・授与も禁止です！！

指定薬物は、持っていたり、使ったりするだけで、逮捕されることがあります。
(3年以下の懲役、若しくは300万円以下の罰金)

店舗やインターネット上で「合法ハーブ」「お香」「アロマ」などと称する商品が販売されています。

こうした商品を使用した人が、意識障害、嘔吐、痙攣、呼吸困難等の健康被害を引き起こすだけでなく、重大な交通事故等の二次的な犯罪を誘発しています。また、麻薬、大麻、指定薬物、あるいはこれらの薬物と同じ作用を有する成分を含む商品も多く、大変危険ですので絶対に手を出さないでください。

嘔吐・痙攣

意識障害

危険

危険

危険

危険

死亡

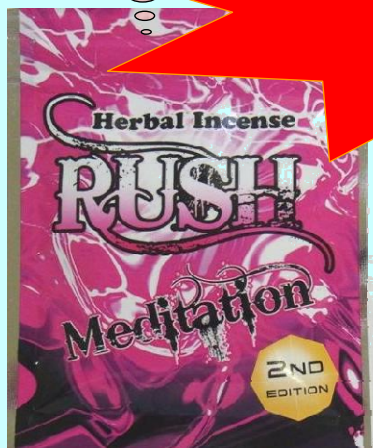
絶対に
手を出さないで！

※商品の写真は指定薬物などの成分が
検出された商品例です。

呼吸困難

危険

危険



愛知県警察

AICHI POLICE